

令和3年(2021年)3月18日

各 位

札幌市経済観光局産業振興部
商業・経営支援担当課

商店街等によるテラス営業等に係る道路占用許可基準の緩和措置の延長について

本市商業振興行政に対しましては、日頃より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

札幌市では、商店街等の団体が主体となり、テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設を路上に設置できる道路占用許可基準の緩和について、令和3年3月31日までの占用期間を令和3年9月30日まで延長することといたしましたのでお知らせいたします（なお、個別店舗ごとの申請はできません）。

申込にあたっての詳細は、別添の文書を参考にしてください。

なお、許可申請にあたっては、当課の副申書を添付する必要がありますが、事前に所轄警察署、各区土木部及び保健所（又は各区保健センター）に協議・相談し、道路占用許可の目途が立った後にご相談いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

■ 制度全般について

建設局 総務部 道路管理課 電話 011-211-2452

<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/senyo/index.html>

■ 副申書の交付について

経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課 電話 011-211-2372

担当 坂本（中央区、東区、手稲区の商店街）

北島（北区、厚別区、豊平区の商店街）

村田（白石区、清田区、南区、西区の商店街）